

【米国】USPTO、ターミナルディスクレームに対する規則改定案撤回

米国特許商標庁（USPTO）は、2024年5月10日付官報にて、ターミナルディスクレーム（TD）に関する規則に新たな要件を追加する改定案を公表し意見募集していました。提案されていた新たな要件とは、TD提出によりリンクされた複数の特許（特許出願）の一部が新規性欠如または自明性の理由で無効（最終拒絶）になった場合、残りの特許の権利行使が制限されるというものでした。

詳細につきましては弊所知財トピックス 2024年6月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15233/>

USPTOは、2024年12月4日付け官報にて、この規則改定案を撤回した旨通知しました。USPTOによりますと、60日間の意見募集期間中、300件を超える意見（肯定意見及び否定意見の両方を含む）を受理しました。そして、リソースの制約を考慮し、規則改定案を撤回することを決定しました。

これにより、特許権者および出願人は、権利行使に更なる制限を課されることなく、これまで通り、TDを提出できます。

2024年12月4日付け官報につきましては以下URLをご参照ください。

<https://www.federalregister.gov/documents/2024/12/04/2024-28263/terminal-disclaimer-practice-to-obviate-nonstatutory-double-patenting-withdrawal>